

IFRS Outlook

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」及び「会社計算規則の一部を改正する省令」の公表について

はじめに

平成21年12月11日、金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(以下、改正連結財規等)を公布した。また、法務省は「会社計算規則の一部を改正する省令」(以下、改正計算規則)を公布した。

これらの改正連結財規等及び改正計算規則は、公布日から施行される。

改正連結財規等の主な内容

1. 任意適用の対象会社

国際的な財務・事業活動を行う国内会社で、下記の(1)及び(2)の要件を満たす会社(「特定会社」という)は、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成することができる。

満たすべき要件

- (1) 会社は、以下の要件について、そのすべてを満たす必要がある。
 - (a) 発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること
 - (b) 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
 - (c) 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること
- (2) 会社、その親会社、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社は、次に掲げる要件のいずれかを満たす必要がある。
 - (a) 外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
 - (b) 外国金融商品市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
 - (c) 外国に資本金20億円以上の子会社を有していること
- (3) 特定会社は、(1)の(b)及び(c)の要件を満たしていれば、翌年度以降も引き続き、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成することができる。

新日本有限責任監査法人

ERNST & YOUNG

Quality In Everything We Do

2. 国際会計基準の指定

国際会計基準審議会が公表した国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを金融庁長官が定め、官報で告示する。

国際会計基準を指定する場合には、次の手続を行う。

内容が明確な企業会計の基準案があらかじめ広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て、作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。

3. 指定国際会計基準の適用

(1) 任意適用の開始時期

特定会社は、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、指定国際会計基準（以下、IFRS）による連結財務諸表を作成することができる。

(2) 四半期報告書における取り扱い

特定会社は、年度の連結財務諸表、又は第1四半期の四半期連結財務諸表から、IFRSを適用することができる。

また、特定会社が日本基準による年度の連結財務諸表を記載した有価証券報告書を既に提出した場合でも、IFRSを初めて適用する場合に限り、翌年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書において、IFRSによる年度の連結財務諸表を追加で記載して提出することができる。

(3) 提出書類のイメージ — 日本基準適用会社がIFRSに移行する場合

▶ 2010年3月期の年度末よりIFRSを適用する場合

基準	作成が義務付けられる財務諸表	監査対象
IFRS	・連結財務諸表(2期分) ・前期期首の開始財政状態計算書 ・持分(前期期首及び前期期末)、包括利益(前期分)、キャッシュ・フロー計算書(前期分)*1に関する日本基準との調整表	対象
日本基準	・本表(要約版)及び会計方針の変更(2期分) ・日本基準とIFRSの差異に関する説明(2期分)*2	対象外

*1 キャッシュ・フロー計算書については、重要な調整の内容を記載すれば足りる(以下、同様)

*2 主要項目(例:収益等)について、概算額等を記載(以下、同様)

▶ **上記連結財務諸表提出後、はじめて IFRS による四半期連結財務諸表を提出する場合**

基準	作成が義務付けられる財務諸表	レビュー対象
IFRS	・四半期連結財務諸表(2 期分)(但し、前期分の財政状態計算書は 2010 年 3 月末時点のものを作成)*	対象

*第 1 四半期から第 3 四半期まで同様に作成

▶ **2011 年 3 月期の第 1 四半期より IFRS を適用する場合**

基準	作成が義務付けられる財務諸表	レビュー対象
IFRS	・四半期連結財務諸表(2 期分)(但し、前期分の財政状態計算書は 2010 年 3 月末時点のものを作成)* ・持分(前期第 1 四半期末*、前期期首及び前期期末)、包括利益(前期第 1 四半期*及び前期分)、キャッシュ・フロー計算書(前期分)に関する日本基準との調整表	対象

*第 1 四半期から第 3 四半期まで同様に作成

なお、この場合の 2011 年 3 月期末における提出書類は、上記「2010 年 3 月期の年度末より IFRS を適用する場合」と同様である。

▶ **2010 年 3 月期の年度末より IFRS を適用する場合**

(ただし、2011 年 3 月期の第 1 四半期報告書提出時に、IFRS による前年度(2010 年 3 月期)の連結財務諸表を追加で開示する場合)

基準	作成が義務付けられる財務諸表	監査及び レビュー対象
IFRS	・四半期連結財務諸表*(2 期分)(但し、前期分の財政状態計算書は 2010 年 3 月末時点のものを作成)	レビュー対象
	・連結財務諸表(前期及び前々期分) ・前々期期首の開始財政状態計算書 ・持分(前々期期首及び前々期期末)、包括利益(前々期分)、キャッシュ・フロー計算書(前々期分)の日本基準との調整表	監査対象
日本基準	・本表(要約版)及び会計方針の変更(前期及び前々期分) ・日本基準と IFRS との差異に関する説明	対象外

*第 1 四半期から第 3 四半期まで同様に作成

なお、この場合の 2011 年 3 月期末における提出書類は、IFRS による連結財務諸表(当期及び前期分)及び日本基準と IFRS の差異に関する説明(当期分)となる。

- ▶ 連結財務諸表を作成していない会社が、日本基準による個別財務諸表(2期分)に併せて、はじめてIFRSによる個別財務諸表を提出する場合

基準	作成が義務付けられる財務諸表	監査対象
IFRS	<ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表(2期分) ・前期期首の開始財政状態計算書 ・持分(前期期首及び前期期末)、包括利益(前期分)、キャッシュ・フロー計算書(前期分)に関する日本基準との調整表 	対象
日本基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表(2期分) 	対象

(4)提出書類のイメージ ー米国基準適用会社がIFRSに移行する場合

- ▶ 米国基準適用会社が、2010年3月期の年度末よりIFRSを適用する場合

基準	作成が義務付けられる財務諸表	監査対象
IFRS	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表(2期分) ・前期期首の開始財政状態計算書 ・持分(前期期首及び前期期末)、包括利益(前期分)、キャッシュ・フロー計算書(前期分)に関する米国基準との調整表 	対象
米国基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本表(要約版)及び会計方針の変更(2期分) 	対象外

- ▶ 上記連結財務諸表提出後、米国基準適用会社がはじめてIFRSによる四半期連結財務諸表を提出する場合

基準	作成が義務付けられる財務諸表	レビュー対象
IFRS	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結財務諸表(2期分)(但し、前期分の財政状態計算書は2010年3月末時点のものを作成)* 	対象

*第1四半期から第3四半期まで同様に作成

- ▶ 2011年3月期の第1四半期よりIFRSを適用する場合

基準	作成が義務付けられる財務諸表	レビュー対象
IFRS	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結財務諸表(2期分)(但し、前期分の財政状態計算書は2010年3月末時点のものを作成)* ・持分(前期第1四半期末*、前期期首及び前期期末)、包括利益(前期第1四半期*及び前期分)、キャッシュ・フロー計算書(前期分)の米国基準との調整表 	対象

*第1四半期から第3四半期まで同様に作成

なお、この場合の2011年3月期末における提出書類は、上記「米国基準適用会社が、2010年3月期の年度末よりIFRSを適用する場合」と同様である。

- ▶ **2010年3月期の年度末よりIFRSを適用する場合**
(ただし、2011年3月期の第1四半期報告書提出時に、IFRSによる前年度(2010年3月期)の連結財務諸表を追加で開示する場合)

基準	作成が義務付けられる財務諸表	監査及びレビュー対象
IFRS	・四半期連結財務諸表*(2期分)(但し、前期分の財政状態計算書は2010年3月末時点のものを作成)	レビュー対象
	・連結財務諸表(前期及び前々期分) ・前々期期首の開始財政状態計算書 ・持分(前々期期首及び前々期期末)、包括利益(前々期分)、キャッシュ・フロー計算書(前々期分)の米国基準との調整表	監査対象
米国基準	・本表(要約版)及び会計方針の変更(前期及び前々期分)	対象外

*第1四半期から第3四半期まで同様に作成

なお、この場合の2011年3月期末における提出書類は、IFRSによる連結財務諸表(当期及び前期分)となる。

- ▶ **米国基準適用会社の経過措置**

米国基準適用会社は2016年3月31日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を、改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により継続して作成することができる。すなわち、引き続き、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国基準による連結財務諸表を提出することができる。

改正計算規則の主な内容

1. IFRSで作成する連結計算書類に関する特則

連結財務諸表規則第93条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法についてIFRSに従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、IFRSに従って作成することができる。

IFRSに従って連結計算書類を作成した場合においても、会社計算規則第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる(会社計算規則第120条第1項)。ただし、一定の事項の記載を省略した場合には、会社計算規則第120条第1項の規定により作成した連結計算書類である旨及び同項後段の規定により省略した事項がある旨を注記しなければならない。

他方、一定の事項の記載を省略せずに、IFRSに従って作成した連結計算書類に関しては、IFRSに従って作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

2. 経過措置

- ▶ **米国基準適用会社の経過措置**

米国基準適用会社の連結計算書類は、引き続き米国基準による連結財務諸表によることができる。この場合においても、会社計算規則第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

- ▶ **その他の経過措置**

平成22年3月31日前に終了する連結会計年度に係る連結計算書類については、なお従前の例による。■

Ernst & Young ShinNihon LLC

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクショナル・アドバイザリー・サービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。

詳しくは、www.shinnihon.or.jp にて紹介しています。

アーンスト・アンド・ヤングの国際財務報告基準（IFRS）グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2009 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。